

貞松蓮永寺所蔵

「法要次第及び声明墨譜」について

早水 辨 静

はじめに

日蓮宗の法儀声明が、どのような経過をたどって今日に至ったかについては教団史の中でも、記述がすくなく、わずかに「日蓮宗布教の研究⁽¹⁾」で本国寺懺法会⁽²⁾の創始に關することや、「日乗上人日記⁽³⁾」を資料として懺法会をばじめ法要関係のことにふれ、同じく「第六章、信仰増進策としての諸行事⁽⁴⁾」の項で中世から近世までのあらましについて述べられている程度で、その他はあまり考察されていないようである。しかし、宗祖ご在世当時についてみても、御書の中に大師講・一日経⁽⁵⁾・など法会の名目がみえまた滅後に於ては、「像師、法華講式を著し、梵唄伽陀を

もって宗祖報恩会を修し恒例とす。龍華年譜⁽⁶⁾」をはじめ、八講⁽⁷⁾、十講⁽⁸⁾、御書論義⁽⁹⁾、十種供養⁽¹⁰⁾、法華懺法⁽¹¹⁾、官中御懺法講⁽¹²⁾などの名目が日蓮宗年表の中にも見える。なを、池上本門寺関係の「両山資料⁽¹³⁾」の中にも「元祖大菩薩四百遠忌法事次第」として頓写、薪之供養、安国講御講、などを記し、声明の曲目として、後門伽陀・三礼・呪讚・法則・散華・対揚・薪句・惣礼(総礼)・受持・和讚などをのせている。

このようにわずか数例をあげるだけでも本宗の法儀声明の歴史は研究解明すべき内容をもっているのである。

私は今回、かねてからこのことに深い関心を寄せて下さっている貞松蓮永寺貫首松村壽顕上人から頂いた表題の古

写本についての発表を契機として、まだ死蔵されていると思われる関係資料の発見にとめて法儀声明の変遷をさぐり、更に将来のあるべき姿を求めてゆきたいと考えるものである。

1 体裁・内容

まず、この古写本の体裁、内容について記そう。26センチ横19センチほどの和紙十葉の仮綴で、内容は以下原文のまま列記する如くである。「なを、(一)内注記及びぶり仮名は筆者」

(一) (表紙)

為後代得意令俊達日迎写置之

本書村松龍華寺有之往拝

大僧都日近師自筆之写

貞松廿八世

日遇 花押

墨付八葉前後両紙

(二) (奥付)

前後合拾葉

(一八一七年)

文化十四丁丑年三月盡

松風散人

日遇 花押

(三)

四箇之法用
(法要)

讚付 鉢
禮

唎花

梵音

受持付佛名

対揚

御經 或 諷誦

回向

右

(四)

定報恩講之次第

讚 後門立並出音 閑 出仕

惣 禮 式師登礼盤

散 花

梵 音

式 讚

和 向

回 誦

訓 道

行 道 三反 長短之和讚 同 回向

右

(五) 薪句之用法 (法華八講五之座)

伽陀 後門

讚 於後門出頭大衆同音メ閑ニ出仕着座

忽 礼 登高座

散 花 或行道一反 又如常立テセントモ

薪句 行道三反

佛名・教化 中曲 次、法則 講師一人役也

論 義 提婆品說相故必五卷

伽陀 下高座 次 或对揚

御 經

回 向

(六) 十種供養の法会

乱聲 此間衆僧来次内陣ニ入テ無言行道三反

調子、音楽

呂 讚 同鈸 律讚 同鈸

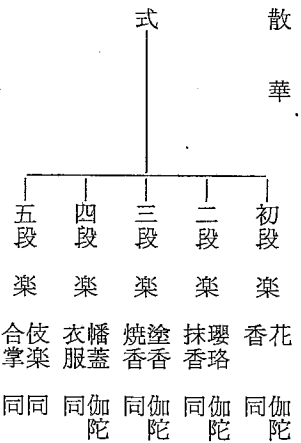
樂 讚 同鈸 式師登礼盤

忽 禮 諸佛興出世

唄 金二丁

散 華

式



御 經

回 向 願我生々

分散之樂

右

(七) 讚

呂 始終徵 呂律共佛馱ノ句ヨリ輕クインイン

一、散 花 呂 始終徵 三段者序波急次第二輕ク

一、唄 呂 始徵終宮 始羽終宮

一、梵 音 律 始終宮 響八種少シ早クスヘシ

一、薪 句 律 始羽宮終宮 同音モ少シ早ク微妙ト付ヘ

一、受 持 律 始商終宮 三段者序波急 (破)

佛 名 律 始羽終急(宮)

一、中曲佛名 始下羽 教化 始上ノ商三重

一、伽 陀 各始商終宮

一、对 揚 始宮

一、三 禮 初甲下ノ宮 二重乙徵 三重甲上ノ宮

序波急(破)

(六) 一、切テ而不切息裏 息ハ不切只声ハカリ切ル事也

一、宮ノ位ニ一律上ル裏 音曲ニ惣メ嫌事也

一、角ノ位ハ長キヲ嫌 又ユリ無シ

一、三ツ持之裏

一、舌音齒音濁 ジズジャ
ヂヅヂヤ

(九) 十二調子各有宮商角徵羽横配之

土 宮 一断平勝下双鳧黄鸞盤神上

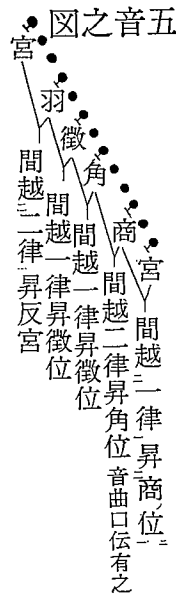
秋 商 平勝下双鳧黄鸞盤神上一断

春 角 双鳧黄鸞盤神上一断平勝下

夏 徵 黄鸞盤神上一断平勝下双鳧

冬 羽 盤神上一断平勝下双鳧黄鸞

順逆轉之



(十) 呂律 呂律律呂律半呂 半呂律呂律呂律 一断平勝下双鳧黄鸞盤神上 子丑寅卯辰巳午未申酉戌亥

(二) 甲 一黄平盤下上鳧断鸞勝神双

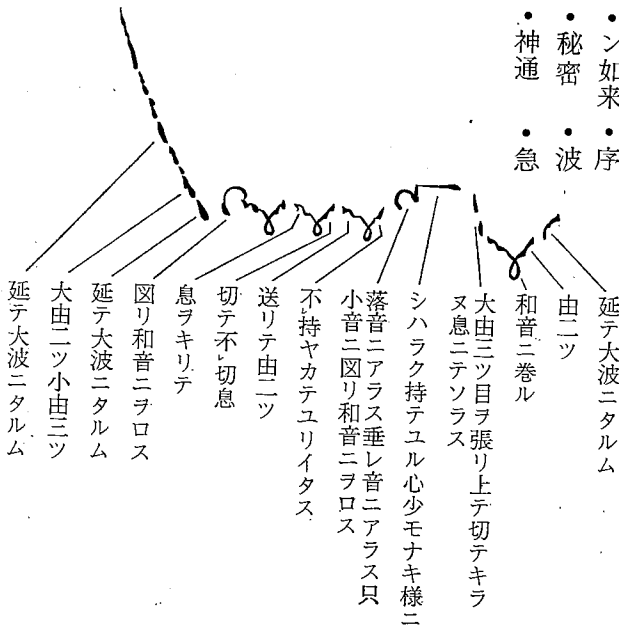
乙 黄平盤下上鳧断鸞勝神双一

ン、本家ニ無之師説有之本家トハ勝林院也

(三) 唄 呂 ン、舌ヲ上ノアキ(あこ)ニ付テロヲ開キ大由ニユリ出ス

微
ン 如来 秘
一一一
微

- ・ン如来・序
- ・秘密・波
- ・神通・急



(三) 墨譜之秘傳

この項には、「散華」の章句のうち、欲説法・經・大悟・無染・蕪一切・「呂讚」の陀・陀・隸・祢・阿婆「伽陀」の妙法蓮華經・大・衆生・如・行・疾証無上・於・皆・「受持」の若暫持者・是名・如是之人について、墨譜をしるし、その墨譜の脇に唱える際の注意を書きこんだものがのせてあるが、今は略す。

以上が、この古写本の内容であるが、この中から二三の問題をとりあげて考えてみることにする。

2 大僧都日近・日遇・俊達日迎

まず、大僧都日近については、「甲州大野山第四代日近上人伝^(四)」に、「字は舜説、常寂院と号す。寂照乾師の血縁なり。観富山龍華寺、元禄十年(一六九七年)二月八日卒。」と記すのみで事蹟等を詳らかに知ることはできないが、『歴祖畧傳^(四)』の「第十三世大僧都日近聖人畧伝」は、「師諱ハ日近、字ハ春説、常富院ト号ス。初メ日遙ト称ス。越列之人、乾師ト叔姪為リ。父ノ名宗勝、慶長十九年(一六一四年)甲寅師干京師ニ産ス。性多病幼ニメ遠師ニ投シテ出家シ。飯高二入テ学ス。

狼珠夫人顧愛最篤。為弟子之禮ヲ執シ。寛永十九年(一六四二年)壬午吾山主席ヲ空ス。狼珠夫人師ヲ補處ニ命ス。師年二十九歳。此時香積ノ栄ニ就ク。文禄皇帝宸翰之

首題、南龍公之三幅対及圓頓章、尾陽公之布袋面軸等 皆師之傳來スル所ニシテ、吾山之至寶ト為ス。師亦記ヲ作シテ之證ト為ス。正保四年（一六四七年）丁亥大野日性疾病師夫人ノ命ヲ奉メ大野ニ視蒙ス年三十四歳乃テ大僧都ニ任ス。

師于翰墨ニ巧ニメ文章ニ達セリ。道行最モ嚴ナリ曾テ 明曆中大野ニ一字三禮金字之経開結合セテ十軸ヲ書写シ今龍華寺ニ蔵ス 又兼テ刻技ヲ得タリ 龍華寺所安之尊佛皆師之手刻也 寛文中干龍華寺ニ退藏シ 自行守真三十余年 元禄十年（一六九七年）丁丑閏二月八日安禪合掌化壽八十四歳 門人日亮 初号 日了 日泰等、各家ヲ克シ委シク師ノ行状ヲ知ラント欲セハ 別頭統記ヲ読ムベシ」と記しており、これによつて、師が、幼にして心性院日遠上人の許に入りその薫陶を受けられたことが知られ、その中には、当然法儀声明の伝授もふくまれ、略伝にも記すように能書家であり文操の才ある師が、遠師より伝授された声明の墨譜を写し、また、「論義所用の法則などを作成された⁴⁴」ことが知れるのである。

そして次に貞松二十八世日遇であるが、「貞松山蓮永寺歴代譜⁴⁵」には、

「第二十八世 福壽院日富 字見龍在山二十六年天保十一年四月八日 壽六十三」

となつていて、日遇の名は出てこないのである。しかも、

時代的に前後するところを注意してみても全くこの名はないのである。しかし、前にあげた「歴祖畧伝」の奥書には「文政七年（一八二四年）甲申春二月二十二日東都本郷書舖に於て之を得、貞松山二十八世日遇花押」と記しているから、歴代であつたことは事実であるが、歴代譜に遷化の年時、処などについても全く記録されていないのは、なぜであろうか。このことについての考察は他日にゆづることにする。

次に俊達日迎については、「蓮永寺過去帳⁴⁶」に「起遠院日迎聖人 肥州松尾山歴代 天保三壬辰 五月二十九日於中村玄能 江戸大塚円珠院化ス 四十一歳 曾住シ干当山宝珠院十年有リ大功」という一行があり、歿年の「天保三年（一八三二年）、四十一歳」という記述と、この声明譜が書写された文化十四年（一八一七年）との間には約十五年のへだたりがあり、日迎二十六才の頃ということになり、「かつて当山宝珠院に住して十年大功あり」という記事と、「後代得意せしむる為俊達日迎をして之を写し置かしむ」という表紙脇書を考え合わせると、この起遠院日迎が俊達日迎であろうと推測されるのである。

なを、「本書は村松龍華寺に之有り往キテ押ス」とあるが、この村松龍華寺は、縁起に「寛文十年（一六七〇年）大僧都日近上人の開創、東山天皇は皇室祈願所と定め観富山龍華寺と命名された。（以下略）」と記す名刹であるが、現

任職の談によれば、江戸末期安政年間に大火にあい、由緒深き堂宇は烏有に帰し、宝物文献の大半も焼失したとのことで、残念ながら、本書は現存していない。

3 法要次第について

この資料の中には、前掲のように、四簡法要、報恩講、薪句之法要、十種供養などの次第をあげている。これによると現今本宗では全くつとめられることなくった法要が厳密につとめられていたこととして、それらは、天台宗所用の法要次第と対照してみると、「四簡法要」を例にとれば、唄、散華、梵音、錫杖のうち錫杖の曲を欠いているほか、「受持^四」という本宗独特の曲を組み入れている点、また、天台宗では、「散華」に続いて唱えることになっている対揚が、「佛名」の次に組まれているなどのちがいがあって、天台宗の式をとり入れながらもある程度、独自の風をつくっているように見受けられることは、それだけ、こうした法要が定着していたという証しだとも言えよう。

また、「薪句之法用」（法用は法要の意であって普通である）についてみれば、これは法華八講五之座のことであり、「薪句」は正しくは、法華讚嘆と呼ばれる曲で、歌の作者は光明皇后とも行基菩薩とも伝えられ、法華経五之巻提婆品の説相を「法華経ヲワガ得シコトハ、タキギコリ菜

ツミ、水クミ、ツカエテゾ得シ」と詠まれたのに旋律をつけたものであるところから「薪之句」、もしくは単に「薪句」などと呼んでいるものである。

「法華八講」は本来、一之座から八之座に至る八巻を四日間朝夕二座で講ずる法会で、特に三日目の朝座につとめる五之座（五巻）は八講の中で最高の盛儀である（薪句の行道）として五巻の日と称したと言われ、現今の天台宗では、おおむね、五之座の化儀のみを修する場合が多いが、それと同様のことが、「薪句之法用」という形で行われていたということは、大変興味深いことである。

なを、「定報恩講之次第」については、散華・梵音の次に「式」と記すのみであるから、果してどのような式文が詠誦されたのか、またこれが、「報恩講式」と呼べる法要であったのかどうかも明白ではない。願わくば、これに関連した資料が見つかってほしいものである。

また、「十種供養之法会」では、奏楽つきで、伽陀には附物をしてつとめたことが知れる。

4 出音位・十二律・五音など

声明を唱える上において、音律（呂律中、五音、十二律）、旋律型、拍子（序破急）などの所謂、楽理は大変重要な意味をもっている。

それは、法要次第を組みたてる場合、「始めの曲から終

りの曲までが一連のものとして音楽的に構成されなければならぬ。❶からで、ここに、それぞれの曲についてのどのような音から唱えだすか（出音位）ということが問題になる訳である。

そこで、ここに記されている各曲の出音位について「魚山六巻帳」❷と対照してみると、唄・佛名・伽陀・薪匂（法華讃嘆）対揚などは、呂律の別、出音位ともに合致している。（資料㉒）

次には、五音と十二律の関係を図示した表をのせているが、これは、天台声明の楽理書とされている五大院安然の「悉曇八卷蔵」❸や湛智の「声明用心集」❹などに示されている通りの五音配列で、「日蓮宗宗定法要式声明篇の律曲五音十二律の解説」❺や、現在唱えられている律曲においては、先にあげられた図表とは羽の音位が一律異なっており、このことについて天台声明の歴史においては江戸末期に「羽の論争」が起ったのであるが、これは、この稿の本筋ではないのでしばらくおく。（資料㉓）なを、次は十二律を呂律に配当し、十二支を書添えたものであるが、この配当が、悉曇蔵卷二所載のものと一部相違しているのは何故か、ちょっと解せないところである。（資料㉔）

その次には、五音中の核音であるところの宮徴二音を明らかにした図をのせているが、これは実際に唱える場合に音律をしっかりと把握しておく意味で、メモされたもので

あろう。（資料㉕）

5 唄について

唄は、すでに法要次第の項でふれたように四箇法要に於いて最初に唱える声明曲の名称であって、始めに唱えるところから、始段唄とも云い、天台声明に於ては、勝曼經の經文、「如来妙色身、世間無與等……」に旋律をつけている。ところが、この古写本に載せている唄は、「如来秘密神通」と法華經壽量品の文を用いているのであるが、墨譜の形状を六巻帳の「始段唄」と比較してみると三字目の「来」の字のあらわし方が異なる（音としては同一）ほかはほとんど等しい。そして、墨譜の下辺に唱える際の細かい注意を書き入れていること、また、「ソ、本家ニ之無シ、師説ニ之有リ、本家トハ勝林院也」❶との書入れのうち、「師説ニ之有リ」の部分までは、六巻帳と同一でこれに続けて「本家トハ勝林院也」と注していること、更に、「ソ如来ハ序、秘密ハ破神通ハ急」と、唱える速さに関する注を入れていることなどから推して、この墨譜がただ単なる記録ではなく、唄の伝授をうけながら注意すべき諸点をメモした実際のテキストであったことがわかる。

私はこの古写本の原本即ち、日遇の云う「本書」は、日近上人がその師日遠上人から唄の伝授を受けつつ墨譜に注

釈を書き入れられたものと推測するのである。そこに師匠と弟子との法を伝えてゆく真剣なむすびつきが感じられるからこそ、日遇は「往キテ拜ス」と記したのではなからうか。

なを、この唄伝授のことに關して、中山玄雄大僧正^四からお聞きした話によると、「唄伝授について、古来大原魚山では余宗(他宗)の僧に伝授する時は、始段唄(顯教唄)のみで云何唄^四(密教唄)は伝授してはならぬという定めがあった。また、唄は秘曲であるから、唄伝授を受けた者しか唄師の役をつとめることは出来ない。唄師はおおむね長老の役で、特に別席を設け、本義には屏風(唄屏風という)を立ててその中でつとめる。なを、唄は唱えるといわず、引くという。音をながく引くところから言うのであらう。」とのことで、数多い声明曲の中でも、唄がいかに重要視されているかがわかる。

なおまた、この唄がどんな音であったかということは、大いに興味深い問題であるが、声明の墨譜というものは、これではなくてはならない利点もあるが、洋楽譜のような普遍性を持たない為に、異なる宗派で同一の墨譜を用いていて、唱える音としては全くちがうことも珍らしくないほどむずかしい面も持っている。この復元の為には十分な検討を重ねる必要がある。しかも、面授口決で相伝することを建前としていた秘曲であればなを更のことである。

しかし、幸いなことにこの古写本には、さきにもふれたように実唱上の注釈が書き入れてある。云く、「延テ大波ニタルム、由ニツ、大由ニツ小由三ツ、和音ニ巻ル、等々」これを第一の手掛りとして、天台声明の始段唄の墨譜と實際の音と「旋律型についての解説^四」などを参考にしつつ、音の復元にとり組んでいるところである。

おわりに

以上、この古写本の内容について概略を紹介し、法儀式明史の一端にふれたが、これを更に進めて全体を明らかにしてゆくには、相当の努力を要することは言うまでもないことである。

しかし、ひとつひとつ根気よく資料を掘りおこしてゆきたいと考えている。

註

- ① 影山堯雄著 平楽寺書店刊
- ② 三〇九〜三一〇
- ③ 水戸久昌寺所蔵の皆如院日乘上人の元禄四年(一六九一年)より同十四年(一七〇一年)に至る間の日記をまとめて、昭和二十九年三月に日乘上人日記刊行会によって出版されたもの。
- ④ 四八九〜五〇三

- ⑤ 十一月二十四日の天台大師忌に當む報恩講会のごとで、どのような形で行われたかは不明。なを、御書の中にこの名が見えるのは、富木殿御消息(定四四〇) 辨殿尼御前御書(定七五二)
- 地引御書(定一八九四)などで、地引書の一部を抜萃すれば、「二十四日に大師講並びに延年、心のごとくつかまつりて二十四日の戌亥の時、御所にすゑして三十餘人をもつて一日経かきまいらせし」以下略
- ⑥ 山田日真編 日宗龍華年表二六
- 法華経を八座に分ちて講説する法会で御八講或は八講と云い又時に法華会とも称される。
- ⑦ 法華経八巻に開結二巻(無量義経、観普賢経)を加えて講説する法会で、延暦十七年十一月最澄が天台大師の忌日に始行せるを初例とする。
- ⑧ 論義とは、問答往復の化儀(形式)のうち仏法の深義を求める法会のごとで、
- ⑨ (一)修德的論講会(祖師先徳の年忌報恩回向の爲、または施主願主の祖霊供養の爲)
(二)興学的論講会(祖師先徳の学匠などが研究的臨時的に講義講説等を儀式に行なわれたなど)
(三)祈願的論講会(信仰的立場にあって鎮護国家、例えば宮中御齊会等に併せて行なわれた)など、回向、勸学、息災のために修されたものという分類ができるが、御書論義は(二)にあたるものと思われる。
- ⑩ 如法経(写経)の法会に併せて修するもので、法華経法師

- 品に説く十種の供物(華・香・瓔珞・抹香・塗香・幡蓋・衣服・伎楽・合掌)を供えて修する
- ⑪ 天台大師が、法華経の精髓を集めて修行の綱目を立て「法華三昧懺儀」を作られた。即ち、懺悔、礼佛、誦経に合せて坐禅観法することを本義とするものである。この法儀を伝教大師が我国に傳來し、慈覚大師は更にこれを改作されたという。そして、この懺法を修することは、そのまま法華を行ずることで、このために十方の諸佛は直ちに道場に雲集して行者を讃仰し給ひ、梵釈四王並びに諸天善神悉く常に行者を守護し給うが故に災いを除かずということなく、求むる所得ずということなしと法華三昧懺儀の中に功德の大きさを説いている。
- ⑫ 宮中で、天皇が親しく歴代の尊儀を祀って修せられる懺法会のごとで、勅使が差遣わされて勅会として門跡寺や勅願寺で修されるものは単に御懺法講と称する。
- ⑬ 「長興長栄両山本門寺史料」昭和十年から同十四年にかけて、池上常仙院牧野智銃師が発行されたもので、この中に池上歴代得意記(通称紺表紙)を写した部分があり、貴重な資料となっている。
- ⑭ 本化別頭佛祖統記、四五八
- ⑮ 貞松蓮永寺蔵
- ⑯ 大野本遠寺蔵
- ⑰ 貞松蓮永寺蔵
- ⑱ 右 同
- ⑲ 法華経見宝塔品偈(此経難持——皆応供養)に旋律をつけ

たものである。

⑳ 声明に雅楽器（笙・箏・龍笛）の伴奏をつけること。

㉑ 吉田恒三著、天台声明学概論の「旋律論」の項所載

正式には、「魚山顕密声明集略本目錄」といい、良忍の弟子家寛法印の撰になる承安年間（一一七一年頃）のもの。

本書の内容を六巻に分つところからこの名があり、第一巻第二巻は顕教式の法儀に実用され、第三巻以下は密教式の法儀に実用される。

㉒ 五大院安然撰、大正藏経八十四

㉓ 進入坊湛智（家寛法印の直系智俊の門弟で、鎌倉初期に魚山声明の理論的基礎をつくった）の著で、声明の楽理、実唱上の注意などを網羅したもの。

㉔ 二五九、三〇二

㉕ 京都市左京区大原にある天台宗の寺で長和二年（一〇一三年）一条時叙（出家して寂源と称す）の創建になる。なをこの大原の地を魚山と呼ぶことは、中国山東省東阿県に魚

鱗状の岩山があつて、その姿から「魚山」と呼ばれ、そこが声明の発祥地とされ、日本に於ては、融通念仏宗の開祖で天台声明中興の祖と言われる良忍上人（一〇七一年～一一三二年）が大原に来迎院を建てて声明業の興隆をはかりこの頃から大原魚山と呼ばれるようになり、魚山流と言え

ば声明の代名詞とまで言われるようになった。

㉖ 多紀道忍師から魚山声明を伝承された方で、天台宗勸学大

㉗ 僧正、人間国宝。

㉘ 吉田恒三著「天台声明学概論・旋律型の項」その他にあ

り。（例・「ユリ分ケ」散華の中の「願」の字のようにグ
アとンとにユリが分れるときを「ユリ分ケ」という。つま
り、「二回ユリ」をふたつならべて第二のユリのはじめに
ソの仮名を捨うのである。そして、この旋律型は一息で唱
えるのを本義とする。）